受注型企画旅行条件書（国内・海外）

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1.　受注型企画旅行契約

(1)　この旅行は、株式会社 DMC トラベル（福島県耶麻郡猪苗代町字葉山 7105 番地　観光庁長官登録旅行業第 2186 号）（以下「当社」といいます。）がお客様の依頼により、旅行の目的地および日程、お客様が提供を受けることができる運送などサービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行で、お客様は当社と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

(2)　旅行契約の内容･条件は、当社がお客様の当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関などの提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受ける契約をいいます。

(3)　旅行契約の内容･条件は、本旅行条件書のほか、別紙「受注型企画旅行企画書面」、出発前にお渡しする「旅程表」と称する確定書面（以下「旅程表」といいます。）および当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）によります。

(4)　当社は、旅行契約の履行にあたって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

2.　旅行のお申込みと契約の成立

(1)　当社にて当社所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます。）に必要事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申込みいただきます。旅行契約は、当社らが予約を承諾し、申込書と申込金を受理した時に成立するものとします。お申込金は「旅行代金」「取扱料」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部に充当します。なお、旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回された場合には、お預かりした申込金を全額払い戻します。

お申込金
旅行代金の 20%

(2)　当社は、お客様と旅行契約を締結するに際し、申込金のお支払いを受けることなく契約締結の承諾のみにより旅行契約を成立させることがあります。この場合、当社が、お客さまに対し、申込金の支払いを受けることなく旅行契約を締結する旨を記載した契約書面を交付したときに、旅行契約が成立するものとします。

(3)　当社は電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による手配旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社は、お申込みはなかったものとして取り扱います。

1)　通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

a. 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けることを条件に、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約（以下「通信契約」といいます。）を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取り扱い特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

b. 通信契約のお申込みに際し、会員は申込みをしようとする「依頼しようとする旅行サービスの内容」に加えて「カード名」、「会員番号」、「カードの有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

c. 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

d. 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

(4) 当社は、業務上の都合があるときは、旅行契約の締結に応じないことがあります。

3. お申込み条件

(1) 18 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行時点で 15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。

(2) 旅行開始日に 80 歳以上の方、身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(3) 客様が下記 1)～3)のいずれかに該当した場合は、お申込みをお断りする場合があります。

1) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

2) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

3) お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

(4) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面と確定書面（最終旅行日程表）について

(1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。

(2) 本項（1）の契約書面を交付した場合において、当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

(3) 本項（1）の契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関および旅行計画上重要な運送機関の名称を限定

して列挙したうえで、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に契約の申し込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。なお、確定書面交付前であっても、問い合わせいただければ手配状況をご案内いたします。

(4) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところによります

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。ご旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。

6. 空港諸税等のお支払い（海外旅行）

(1) 航空券発券時に徴収となります空港諸税、燃油サーチャージ等は運賃本体に含まれておりませんので、旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお徴収額は、ご利用いただく航空券運賃の大人･子供種別に準じます。

(2) 日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金はいたしません。ただし、空港諸税の新設や税額の変更により徴収額が変更になる場合があります。

(3) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料・取消手続料を申し受けます。

7. 契約内容の変更

(1) お客様が、旅行日程･旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容の変更を希望される場合、当社は可能な限りその求めに応じます。

(2) お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消すために運送･宿泊機関等に対して支払うべき取消料･違約料その他の手配変更に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

(3) 当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、運送機関の遅延等、当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに、当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

8. 旅行代金の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

(1) 当社は旅行契約締結後であっても、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂された場合、その改訂差額に応じて旅行代金を増額又は減額いたします。ただし、旅行代金を増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2) 第 7 項により旅行内容が変更となり、旅行実施に要する費用が増加または減少した場合、その変更差額に応じて旅行代金を増額又は減額いたします。ただし、次の場合は除きます。

1) 当該変更により提供されなかった旅行サービスに関して、取消料、違約料その他既に支払

い、又はこれから支払わなければならない費用が生じる場合

2） サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによりやむを得ず変更が生じた場合

(3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

9. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として、国内旅行は1,100 円（消費税込)、海外旅行は 11,000 円（消費税込）をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。また利用運送機関・宿泊機関・観光施設等の再予約に伴い追加費用が発生する場合、その金額を請求する場合があります。)

また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関・観光施設等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

10. 渡航手続き（海外旅行）

(1) 旅行に必要なパスポート、ビザ、再入国許可、渡航先が求める所定のワクチン接種証明書・検査証明書（陰性証明書）等各種証明書および質問票・宣誓書・健康申告書等（以下「渡航書類」といいます。）ならびに予防接種証明書の取得については、お客様ご自身で行っていただきます。また、お客様の事情により、渡航先国の判断でお客様の入国が許可されなかった場合でも当社はその責任は負いません。

(2) 当社は、別途定める当社旅行業約款（渡航手続代行契約の部）により、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。この場合でも、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証などの取得ができない場合、その責任を負いません。

11. お客様による旅行契約の解除

(1) お客様から企画料金又は取消料をいただく場合

1） お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って契約を解除することができます。但し、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用（以下、「運送・宿泊機関取消料等」という。）の金額を、企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、お客様が旅行開始前に旅行契約を解除した場合の取消料については、企画書面記載の取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。

（取消料の詳細は、別表「国内旅行における取消料」および「海外旅行における取消料」に定める基準によります。）

2） 当社の責任とならないローン、渡航手続きなどの事由による取消しの場合も企画書面に記載されたところに従って取消料などをいただきます。

(2) お客様からの企画料金又は取消料をいただかない場合

1） 旅行契約内容が変更された場合。ただし、その変更が第 17 項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。

2） 第 8 項（1）に基づき、旅行代金が増額改定された場合。

3） 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きい場合。

4） 当社らがお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかった場合。

5） 当社らの責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となった場合。

（3） お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。

（4） 当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

12. 当社らの解除権

（1） 旅行開始前

1） お客様が第 5 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社らは旅行契約を解除することがあります。このときお客様は、当社に対し企画書面に定める取消料又は企画料金に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

2） 次の項目に該当する場合は、当社らは旅行契約を解除することがあります。

a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められ場合。

b. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められた場合。

c. お客様が第 3 項（3) 1)～3)のいずれかに該当することが判明した場合。

d. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めた場合。

e. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きい場合。

f. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社らがあらかじめ明示した旅行実施条件が成就しない場合、あるいはそのおそれが極めて大きい場合。

（2） 旅行開始後

1） 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約を解除することがあります。この場合、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いて払い戻しいたします。

a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められる場合。
b. お客様が第 3 項（3) 1)～3)のいずれかに該当することが判明した場合。
c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合。
d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となった場合。
e. 上記 d.の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が出され旅行の継続が不可能になった場合。

2） 解除の効果及び払い戻し
本項（2）の 1）に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

3） 本項（2）の 1）の a 、d により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

4） 当社が本項（2）の 1）の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

13. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申し込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

（1） 当社は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係わる旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

（2） 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。

（3） 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます

（4） 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

（5） 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。

（6） 旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として 8 時から 20 時までといたします。

14. 旅程管理

（1） お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができない恐れがあると認められる場合には、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確保するために、必要な措置を講じます。

（2） 前項の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、当社は代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨に沿うよう努めます。又、旅行サービスの内容を変更する場合は、当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努め、契約内容の変更を最小限にとどめます。

15. 当社の責任

（1） 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

（2） お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項（1）の責任を負いません。

1） 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

2） 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

3） 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

4） 自由行動中の事故

5） 食中毒

6） 盗難

7） 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮。

8） その他、当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により被害を被った場合

（3） 当社は、手荷物について生じた本項（1）の損害については、本項（1）の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様 1 名につき 15 万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）を限度として賠償いたします。

（4） 航空会社・宿泊機関等サービス提供機関の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約（重複予約）をお持ちの場合、航空会社・宿泊機関等で予約が取り消されても当社は責任を負いません。その際の予約とは、当社又は当社以外の旅行会社、予約機関、お客様個人による予約を指します。

16. 特別補償

（1） 当社は、第 15 項（1）の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款（特別補償規程）で定めるところにより、お客様が当該画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いいたします。

（2） 当社が本項（1）に基づく補償金支払義務と第 15 項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行された時はその金額の限度において、補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

(3)　お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、当該受注型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、 スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項（1）の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が受注型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4)　当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社旅行業約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(5)　当該受注型企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日（旅行地の標準時によります。）が定められている場合において、その旨および当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われていない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「受注型企画旅行参加中」とはいたしません。

17. 旅程保証

(1)　旅行日程に下表に掲げる変更が運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したこと等によって行われた場合は、当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

(2)　当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（ただし、次の 1)、２)、３）に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様にお支払いいたします。但し、当該変更について当社に第 15 項（1）の規定に基づく責任があることが明らかな場合にはこの限りではありません。

1)　次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）

a.　旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変

b.　戦乱

c.　暴動

d.　官公署の命令

e.　欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

f.　遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

g.　旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

2)　第 11 項及び第 12 項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更

3)　契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(3)　当社が、本項（1）の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 15 項（1）の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

(4)　当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへ変更（変更後の等級及び設備の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0	2.0

注1　「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2　確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき１件として取り扱います。

注3　３又は４に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、１泊につき１件として取り扱います。

注4　４に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5　４又は６もしくは７に掲げる変更が１乗車船等又は１泊の中で複数生じた場合であっても、１乗車船等又は１泊につき１変更として取り扱います。

注6　８に掲げる変更については、１から７までを適用せず、８によります。

注7　現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーは旅程保証の対象とはなりません。

18. お客様の責任

（1） お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の旅行業約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

（2） お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

19. 旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を得られた場合であっても必ずしも十分なものと言えない場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内・海外旅行保険に加入されることをお勧めします。

20. 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外危険情報」など、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際には、当該情報に関する書面をお渡しいたします。なお、契約後からご出発までの間に、新たに危険情報が出される場合がございます。当社では可能な限りその旨ご案内しますが、事情により行き届かない場合もございますので、ご出発前にお客様ご自身で最新情報を「外務省海外安全ホームページ：https://www.anzen.mofa.go.jp/」にてご確認くださいますようお願いいたします。

21. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：www.forth.go.jp/」でご確認ください。

22. 個人情報の取扱について

当社の個人情報の取扱いにつきましては、下記 URL をご参照ください。
https://dmc-travel.co.jp/privacy-policy/

23. その他

（1） お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

（2） お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。また免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産物店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。また、税関手続きの状況、航空機の遅延などによる乗継時間の短縮などの理由により免税手続きができないことがありますが、その場合でも当社はその責任を負いません。

（3） 土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。

(4)　本項（3）の場合をはじめ、事故や悪天候をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

(5)　当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(6)　この旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）によります。

別表

1.　国内旅行に係る取消料

区　　分	取　消　料
(1) 次項以外の受注型企画旅行契約	
1) 2)～6) までに掲げる場合以外の場合 （当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る）	企画料金に相当する金額
2) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目 （日帰りに当たっては 10 日目）に当たる日以降に解除する場合 3)～6) までに掲げる場合を除く	旅行代金の 20%
3) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に解除する場合　4)～6) までに掲げる場合を除く	旅行代金の 30%
4) 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%
5) 旅行開始当日に解除する場合　6)に掲げる場合を除く	旅行代金の 50%
6) 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%
(2) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

2.　海外旅行に係る取消料

区　　分	取　消　料
(1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
1) 2)～4) までに掲げる場合以外の場合 （当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る）	企画料金に相当する金額
2) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日以降に解除する場合　3)～4) までに掲げる場合を除く	旅行代金の 20%
3) 旅行開始日の前々日以降に解除する場合　4)に掲げる場合を除く	旅行代金の 50%
4) 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%
(2) 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	
1) 2)～5) までに掲げる場合以外の場合 （当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る）	企画料金に相当する金額
2) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 90 日目に当たる日以降に解除する場合　3)～5) までに掲げる場合を除く	旅行代金の 20%
3) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日以降に解除する場合　4) 及び 5) に掲げる場合を除く	旅行代金の 50%

4）旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目に当たる日以降に解除する場合　5）に掲げる場合を除く	旅行代金の 80%
5）旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%
(3) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

制定年月日：2025 年 11 月 5 日